

新発田地域広域事務組合告示第7号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の3第2項及び新発田地域広域事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成10年条例第8号)第3条及び第5条の規定により、次のとおり生活環境影響調査結果を縦覧に供する。

なお、当該生活環境影響調査結果について利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和8年8月12日

新発田地域広域事務組合

管理者 新発田市長 二階堂 馨

1 施設の概要

(1) 施設の名称

一般廃棄物最終処分場

(2) 施設の設置の場所

新潟県胎内市船戸地内(一部新発田市貝屋地内)

(3) 施設の種類

一般廃棄物の管理型最終処分場

(4) 施設において処理する一般廃棄物の種類

焼却残渣、不燃残渣、脱水汚泥

(5) 施設の能力

埋立面積 約12,600㎡ / 埋立容量 約90,000m³

(6) 実施した生活環境影響調査の項目

大気質、騒音、振動、悪臭、地下水

2 縦覧について

(1) 縦覧の場所

ア 窓口

新発田地域広域事務組合 総務課業務管理係

新発田市中田町3丁目30番地2

イ 新発田地域広域事務組合ホームページ

(2) 縦覧の期間

令和8年8月12日（水）から令和8年9月11日（金）まで
ただし、(1)ア窓口にあつては、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時
30分から午後5時15分までとする。

(3) 縦覧の手続

「ア 窓口」において縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以
下「縦覧者」という。）は、「縦覧申込書」に必要な事項を記入すること。

「イ 新発田地域広域事務組合ホームページ」において縦覧する場合は、
手続き不要。

(4) 縦覧者の遵守事項

- ア 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- イ 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- ウ 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- エ 係員の指示があつた場合には、それに従うこと。

3 意見書の提出について

(1) 意見書の提出期限

令和8年9月25日（金）まで
（郵送の場合は、提出期限までに必着）

(2) 提出方法

郵送、ファクシミリ若しくは電子メールにて送信又は提出場所に持参。
（直接持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から
午後5時15分までとする。）

(3) 提出場所

〒957-0006 新発田市中田町3丁目30番地2
新発田地域広域事務組合 総務課業務管理係宛て
FAX：0254-23-5589 E-mail：gyoumu@shibata-kouiki.jp

(4) その他

後日、提出された意見書及び意見書に対する見解を、本組合ホームページ
にて公表する。

なお、個人名等は公表しない。また、個別回答は行わない。